

議案第 89 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

978

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の

959

(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の

949

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他
の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員
会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その
額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50
円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切
り上げるものとする。）とする。

(3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の

931

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の
給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に
定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度に
おいて人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じ
て得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これ
を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、
これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の

994

(1) 職務の級が1級から6級までである者 1,000分の

978

(2) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の

949

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞ

(2) 職務の級が4級から6級までである者 1,000分の

959

(3) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の

931

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の
給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級
である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同
表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に

れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

それぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級24号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が1級)である者

1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給

まで(再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2

級)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額
額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である
職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定
める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞ
れに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限
度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を
乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、
これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき
は、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の
給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級
である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同
表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に
それぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要
と認められる限度において人事委員会が別に定める場合
は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数
が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の
端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとし
る。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から2級36号給まで

(再任用職員にあっては、職務の級が1級)である者

(1) 職務の級が1級から特2級までである者 1,000分の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の949

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その

1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の931

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じ

額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から3級までである者 1,000分の978
- (2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の949

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の984 (他の職員との権衡上必要と認め

て得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が2級又は3級である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の931

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上であるもの又は再任

られる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50

用職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これ

円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月

を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級)で
ある者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで
(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま
で)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の

額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の

978

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が1級又は2級)で

ある者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで

(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級ま

で)である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級から4級までである者 1,000分の

978

(2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる者の給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の959

(3) 職務の級が5級である者 1,000分の931

備考 改正部分は、下線の部分である。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p>

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。

略

3～7 略

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。

略

3～7 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)

には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。

以下同じ。)を適用する。

略

2～6 略

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)

には、次の給料表(同表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。

以下同じ。)を適用する。

略

2～6 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="353 504 450 536">附 則</p> <p data-bbox="266 580 539 612">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="286 657 696 689">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="266 734 1128 766">第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける</p> <p data-bbox="297 810 1128 1390">職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31日</u></p>	<p data-bbox="1240 504 1337 536">附 則</p> <p data-bbox="1153 580 1426 612">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="1173 657 1583 689">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1153 734 2016 766">第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける</p> <p data-bbox="1184 810 2016 1382">職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(次の各号に掲げる職員にあっては、当該給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、</p>

までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)～(4) 略

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成24年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成24年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第8条～第18条 略

その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)～(4) 略

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第8条～第18条 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="347 592 443 624">附 則</p> <p data-bbox="264 671 414 703">1～4 略</p> <p data-bbox="280 743 869 775">(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="264 823 1131 1398">5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、<u>前3項の規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)</u>が切替日の前日に受けていた給料の月額(同日において職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条第1項から第3項までの規定の適</p>	<p data-bbox="1232 584 1328 616">附 則</p> <p data-bbox="1153 663 1303 695">1～4 略</p> <p data-bbox="1169 727 1758 759">(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1153 807 2020 1382">5 <u>前3項の規定の適用を受ける職員(切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受けるものに限る。)</u>で、<u>これらの規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)</u>が切替日の前日に受けていた給料の月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで又は第21項から第23項までの規定の適用を受けていた者)にあっては、<u>当該各項の規定の適用がなかったとした場合の額。</u>以下こ</p>

用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額(職務の級が1級である職員にあつては、当該額に1,000分の978を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。))とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

の項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の994を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

6 及び 7 略

6 及び 7 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であつて、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職

員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 施行日の前日において第4条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「旧平成18年改正条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた職員

(2) 施行日の前日において第5条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項本文の規定の適用を受けていた職員であつて、同項に規定する切替日の前日において旧平成18年改正条例附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていたもの

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の

月額を比較して任命権者が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。

7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新給与条例第16条の4第5項（新給与条例第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新給与条例第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。